

平成 2 6 年 第 1 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 6 年 1 月 3 0 日)

召集年月日 平成26年1月30日(木)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成26年1月30日 午後4時30分

閉会 平成26年1月30日 午後5時25分

#### 出席委員

1番	山本 修	2番	松宮利廣	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二	6番	福井明美
7番	寺本清二	8番	中嶋義男	9番	小川宗一
10番	渡辺俊策	11番	東 茂正	12番	木村正行
13番	山下大三郎	14番	石橋高志	16番	猿橋 巧
17番	小間美也子	18番	吉岡靖夫	19番	藤原義隆
20番	小畑信幸	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

#### 欠席委員(1名)

15番 粟谷善一

#### 出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

#### 提出議案

議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について

議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権  
移転許可申請審議について

議案第 3号 平成26年農作業標準賃金及び標準料金の決定  
について

報告第 1号 農地の転用事実に関する照会書について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年第1回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、15番栗谷委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成26年第1回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、年初めの何かとあわただしい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

月日の流れるのが早く感じるようになりまして、委員各位におかれましては、就任からちょうど1年が過ぎ、長かったようでもあり、短かったようでもありますが、委員の皆さんの引き続きのご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日上程の3議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、21名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、7番 寺本委員さんと 8番 中嶋委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局長

はい、議長。

議案第1号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地をおおい町〇〇の〇〇〇〇氏が売買により取得するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長

（議案第1号資料説明）

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山下委員 はい、議長

本案の現地につきましては、23日の午前9時30分から小畑委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

現地は農地変換により畑の状態となっております。

〇〇氏は、申請地で〇〇〇を栽培するとのことで、既に所有の農地でも〇〇〇を作付しておりますので、問題ないものと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 この議案の前に、〇〇〇〇〇との関連はどうするのか。先にこちらを検討すべき。

次長 （報告第1号の経緯を説明）

中川委員 〇〇とはならないのか。

次長 〇〇は〇〇に区分される。

渡邊委員 私有地でも〇〇〇〇〇はあるのか。

次長 あり得ます。

局長 （本日の法務局からの電話を委員会へ報告）  
登記官は、〇〇〇〇〇の地目認定についても、農業委

員会の総意が得られれば、地目を農地に戻す準備がある  
と言っている。

田中委員 委員会の、〇〇〇〇〇の回答文書の書き方が悪かった  
のでは。

次 長 回答文に示す通り「農地である。」旨、回答している。  
原状回復命令は、農地以外に転用されている場合発令す  
るもので、今回は、農地である限り発令しないとの判断  
である。

田中委員 畑をするのは理解できるが、〇〇〇はこの土地で作れ  
るのか。土も何も入っていないのでは。

次 長 本人は耕作の意思がある。

松宮委員 今回の3条申請については問題ないのではないか。許  
可できることで、決してどうか。

次 長 それでは、ご意見の通り3条は認める。ただし、〇〇  
〇〇〇の認定については、農業委員会の総意として認め  
られない。農業委員会名で前回の回答の真意が伝わっ  
ていないことを再度回答することとしてよろしいか。

議 長 〇〇〇〇〇については、法務局に農業委員会名で再考  
を促す旨、回答することとし、議案第1号の審議に戻り  
ます。この点について、他に意見ありませんか。

(意見なし)

議 長 意見がないようですので、議案第1号について、ご異  
議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に  
よる農地の所有権移転許可申請審議については、原案ど  
おり許可するものと決定します。

議 長 日程3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定によ  
る農地の所有権移転許可申請審議について を議題とし  
ます。  
それでは、議案の内容について事務局が説明致しま

す。

局長 はい、議長。  
議案第2号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を、  
おおい町〇〇の〇〇〇〇〇氏が売買により取得するもの  
であります。  
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長  
（議案第2号資料説明）  
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号に  
は該当しないため、許可要件のすべてを満たしている  
と考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に  
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており  
ますので、農地委員さんからご報告願います。

山下委員 はい、議長  
本案の現地につきましても、23日の午前9時30分  
から小畑委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認  
してまいりました。  
申請地3筆は、現在、耕作放棄地となっておりますが、  
譲渡人とは他人である譲受人が、農地を購入し再生され  
るということで、農業委員会としても耕作放棄地解消に  
繋がる大変ありがたいことでありまして、問題ないもの  
と判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報  
告がございましたが、それでは、議案第2号につきまし  
て、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございま  
せんか。

（異議なし）

議長 ご異議がないようでございますので、議案第2号 農  
地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申  
請審議については、原案どおり許可するものと決定しま  
す。

議長 日程4 議案第3号 農作業標準賃金及び標準料金について、を議題とします。

議案の内容について事務局から説明を致します。

局長 はい、議長。

議案第3号は、平成26年のおおい町内における農作業の標準料金を定めるものであり、毎年、福井県農業会議の公表する試算値と近隣の市町の動向を参考に定めるものであります。

詳細については、事務局次長の奥に説明させます。

次長（奥） はい、議長

（議案第3号資料説明）

福井県農業会議が、平成26年1月22日決定した農作業標準料金指針では、人・農地プランの策定において中心的経営体となる担い手等の体質強化を図るべく、平成25年度に引き続き値上げの答申をしました。

本年度も、目標とするオペレーター賃金の時間2,500円と実勢価格の1,584円の差額の8割となる2,317円をオペレーター標準賃金とする考え方は25年の算定方法と同様に据え置いたものの、燃油の高騰等の変動費、農業機械価格の若干の上昇を反映し、耕起・代かきは、前年比約2%、反当たり200円程度の値上げを答申しました。

その他、県の標準料金について若干の値上がりとなっております。

（嶺南地域の一覧表、県農業会議の算定表について説明）

これを受け、農政委員会で審議をいただきましたので、その結果については、寺本委員長から提案いただくこととなっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農政・農振・改良専門委員会において協議していただいておりますので、委員長から提案理由説明を含め、概要についてご説明をお願いします。

寺本委員長 本日、午後4時から開催しました、農政・農振・改良専門委員会において協議いたしました経過についてご説明いたします。

今月、22日に県農業会議から平成26年版農作業標準料金設定指針が出されたのに伴い、本町の料金につい

て協議しました。

事務局より、福井県農業会議の算定に用いる資料等の説明を受け、本町の実態等について話しあった結果、県農業会議の示す標準料金算定基礎は理解するものの、町内の圃場は、団地面積、傾斜度、区画形状等が嶺北に比べ条件不利地であることから、従来から、農業会議の示す標準料金を大きく上回っており、今回の値上げの影響は少ないとして、前年に引き続き同額とすることを提案するものであります。

なお、畔草刈りについても、昨年度の委員会で検討すべき課題とされてきましたが、町内の実態と大きくかけ離れることから、標準料金を示すまでには至りませんでした。

農政・農振・改良専門委員会といたしましては、添付しました原案を今年の標準料金として決定することを提案するものでございます。

議 長 寺本委員長さんからの専門委員会の提案の説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし)

議 長 議案第3号の農作業標準賃金及び標準料金については、ただ今、農政・農振・改良専門委員会、寺本委員長から提案のありました金額のとおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第3号 農作業標準賃金及び標準料金については、原案のとおりとすることに決定致します。

なお、この決定につきましては、農業委員長名で公告することにより、周知を図ることとなります。

議 長 続きまして、報告第1号 農地の転用事実に関する照会書についてですが、先ほどご意見いただきましたが。

田中委員 先月の〇〇のように、ぽつぽつあるものはどう対応していくのか。事務局の考えは。

次 長 農地委員会で検討いただくという手段はあると考える。

- 松宮委員 今、現況証明はないのか。
- 次 長 他の市町は20年の経過が対象となっているが、おおい町は、合併時の取り決めにより、地籍調査が入っていることで運用していない。
- 松宮委員 地籍課との取り決めで、調査以外の箇所は始末書対応となっているのでは。
- 山本委員 農業委員会はどこまでの権限があるのか。
- 小川委員 おおい町全体の問題は多々ある。役員で方針を決めていただいては。
- 議 長 では、事務局で調整していただくことで、ご了解ください。
- 議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
- 議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。
- (事務局報告)
- 議 長 それではこれで、平成26年第1回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。